

宮崎公立大学入学者選抜規程

平成19年4月1日
規程第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、入学者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第2条 入学者の選考は、試験及び推薦の方法によるものとする。

(試験方法)

第3条 前条の選考の細目については、教授会の審議の報告を受けて学長が定める。

(合格者の決定)

第4条 第2条の選考による合格者は、教授会の審議の報告を受けて学長が決定する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、入学試験に関し必要な事項は、教授会の審議の報告を受けて学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。